

筆道資料の探訪

筆紙墨の村割り当て

十七世紀初頭に江戸幕府が開かれ、やがて幕藩体制による支配が確立した。

村の成立は公家、社寺など従来の筆の需要に、村用所（庄屋宅）での使用が加わり、増大しました。

「役要録」に明和年中（一七六四）の定として各一か村に対する紙筆墨の高別による割り合が記述されています。

一、高百石ち 紙 拾束

同式百石迄ま 筆 拾三対
 一、高三百石ち 紙 拾三束
 同四百石迄 筆 拾六対
 一、高五百石ち 紙 拾六束
 同六百石迄 筆 拾九対
 一、高七百石ち 紙 拾八束
 同九百石迄 筆式拾三対
 一、高千石ち 紙 式拾束
 筆式拾三対

右紙定数者諸口之御定也
 但千石之村ち三千石之村迄
 高百石二付右之割二紙六束

ツ、二増筆壹対宛之増
 但高割壹ヶ村之分

一、高百石ち 墨 四挺
 同三百石迄 墨 四挺
 一、高四百石ち 同 六挺
 同六百石迄 同 六挺
 一、高七百石ち 同 八挺
 同九百石迄 同 九挺
 一、高千石ち 同 九挺
 同千五百石迄 同 九挺
 一、高千六百石ち 同 拾挺
 同式千石迄 同 拾挺
 一、高千石ち 同 拾挺
 同式千五百石迄同 拾壹挺
 一、高式千六百石ち 同 拾式挺
 同三千石迄 同 拾式挺

右同 紙筆墨之事

一、明和給知入受村者、右之積ヲ以入用相らべ明知給知入用之分者給知より出明知入用之分者明知ち出可申事

筆紙墨に硯を加えて文房四宝と言います。



▲細川越中守書状